

## 4 月以降も継続利用するには更新手続きが必要です！ 高齢者福祉サービス

### 年度に 1 回の申請が必要なサービス

#### 外出支援サービス（タクシー券）



##### 対象者

自動車運転免許を持っていない方（返納含む）で、次のいずれかに該当する方

- ① 70 歳以上の方
- ② 60 歳以上で、下肢または視力障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている方

##### 内容

タクシー利用券（1 枚 500 円）を 42 枚を限度に交付する。

##### 注意

1 回の乗車で 3 枚（1500 円）まで。現金とあわせて利用できます。

#### 軽度生活援助事業



##### 家事援助型

##### 対象者

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方か高齢者のみの世帯で、要介護認定などを受けていない方

##### 内容

ホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援を行う（掃除・洗濯・買い物など）。週 2 回・1 回 2 時間。

##### 費用（共通）

各作業の基本料金は、申請時にご確認ください。  
助成限度額は、作業員 1 人につき 1 時間あたり 440 円です。  
超過分は自己負担となります。



##### 屋外作業型

##### 対象者

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方か高齢者のみの世帯で、身体虚弱などにより屋外作業が困難な方

##### 内容

作業員を派遣し、軽度の屋外作業を行う（生垣の剪定・草取りなど）。1 世帯当たり年間 24 時間まで（4 月～翌年 3 月）。

#### 配食サービス（見守り事業）



##### 対象者

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方か高齢者のみの世帯で、身体虚弱などにより調理が困難であり、安否確認が必要な方

※愛の定期便ご利用の方は対象外。

##### 内容

週 3 回を限度とし、安否の確認をしながらお弁当を配達する。

美野里 火～金 昼食  
小川 月・水・金 夕食  
玉里 火・木・土 夕食

##### 費用

1 食 300 円  
市県民税非課税世帯の方は 200 円。  
※支払いは口座振替となります。

#### 愛の定期便（見守り事業）



##### 対象者

ひとり暮らしの高齢者で、急変のおそれのある持病があり、次のいずれかに該当する方

- ① 70 歳以上で閉じこもり傾向にある方や、孤立している方
  - ② 65 歳以上で日常的に孤立した状態にあり、安否確認が必要な方
- ※配食サービスご利用の方は対象外。

##### 内容

週 2 回訪問し、安否の確認をしながら乳製品（ヤクルト）を配付する。  
※ 1 回の訪問で 3 本配付

費用 無料

#### 家族介護用品支援事業



##### 対象者

市内の在宅で生活する 65 歳以上の要介護 1～3 認定者を介護する方  
※介護される方、介護する方ともに市内に住所を有し、市県民税非課税世帯であること

##### 内容

紙おむつなどの介護用品を購入する際に、購入費の一部を助成する。

##### 費用

上限 3,600 円 / 月  
超過分は自己負担となります。

## 4月以降の利用は3月10日（木）から申請を受け付けます 高齢者福祉サービス

### 初回のみ申請が必要なサービス

#### ふれあい給食サービス



##### 対象者

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方

##### 内容

月1回程度の会食を通じて、健康の保持増進や孤独感の解消を図る。

美野里 四季健康館  
小川・玉里 玉里保健福祉センター

費用 無料

#### 緊急通報システム



##### 対象者

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方か高齢者のみの世帯で、次のいずれかに該当する方

- ①緊急性を伴う持病（心疾患や脳疾患など）がある方
- ②緊急事態に機敏に行動することが困難な方

##### 内容

消防本部と通じる通報装置を貸与、または給付する。

##### 費用

市県民税の課税額により、自己負担が発生します。

##### 注意

電話回線が「NTT」であることを確認してください。

#### 高齢者日常生活用具給付事業



##### 対象者

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方

##### 内容

日常生活用具（電磁調理器・消火器・家庭用火災警報器）を給付する。

##### 費用

市県民税の課税額により、自己負担が発生します。

### 利用する1か月前に申請が必要なサービス

#### さわやか出前理美容サービス



##### 対象者

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方か高齢者のみの世帯で、自力での外出が困難な方

##### 内容

理容師・美容師を派遣し、頭髪のカットなどを行う。利用は2か月に1回とし、年6回を限度とする。

##### 費用

1回1,000円

### サービスの利用を希望する方へ

申請書を各福祉事務所の窓口まで提出してください。

4月以降の利用は、

**3月10日（木）**から申請を受け付けます。

#### ■申請窓口

- ・介護福祉課高齢福祉係（玉里総合支所内）
- ・福祉事務所小川支所（小川総合支所内）
- ・福祉事務所美野里支所（小美玉市役所内）

申請書は市ホームページから  
ダウンロードできます ▶



#### 問い合わせ

介護福祉課 高齢福祉係（玉里総合支所内）

☎ 0299-48-1111（内線 3111・3112）